

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に対する高台造成に関する支援制度の創設について

四 国 部 会 提 出

国は、南海トラフ地震対策特別措置法に基づき、南海トラフ地震により特に著しい津波災害のおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域として、平成 26 年 3 月に当市も含め 139 市町村を「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定した。

当時の指定された多くの市町村は、津波避難タワーなどのハード整備や避難計画の充実などのソフト整備を最優先施策として実施し、高台移転については、財源の問題や地勢的な条件から、優先順位が低かったと認識している。

そして、現在、多くの市町村が、避難路の整備や避難タワーの建設、自主防災組織を組織するなど、「命を守る」取り組みを進めてきたことから、喫緊の課題であった、人的・物的被害の軽減に関しては、大きく進捗したものと認識している。

このような状況の変化から、今後においては、高台移転による集約型都市構造の生活拠点の形成など、被災後も含めた「命を守り、そしてつないでいく」取り組みを重点施策として推進していくべきであると考えている。

しかしながら、高台移転には多額の費用を要することから、財源の問題により、現状において高台移転は現実的な施策ではないと断念せざるを得ない状況である。人口減少が避けられない中、国民が安心安全に生活でき、子供を産み育てていける環境を実現するため、そして次代の日本を支える命を災害から守り、つないでいくためにも、まずは南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に対して、新たな高台造成に関する支援制度を創設するよう国に要望する。